

IFRS 任意適用要件の緩和について

1. 制度の概要

○ 我が国における IFRS 任意適用については、以下の要件を満たした会社を「特定会社」と定義し、IFRS を適用して連結財務諸表を提出することができることとしている（連結財務諸表規則第1条の2）。

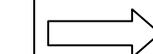
イ 発行する株式が金融商品取引所に上場されていること



上場企業を規定

ロ 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備していること



かつ
IFRS による連結財務諸表等の適正性確保への取組・体制整備を規定

ニ 当該会社、親会社、その他の関係会社等が次の要件のいずれかを満たすこと

(1) 外国の法令に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(2) 外国金融商品市場の規則に基づき、国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する書類を開示していること

(3) 外国に連結子会社（資本金の額が 20 億円以上のものに限る）を有していること



かつ
国際的な財務活動を行う企業の類型を規定



又は
国際的な事業活動を行っている企業の類型を規定

2. 任意適用の対象企業の考え方

2009年6月30日企業会計審議会中間報告では以下のとおり記載されている。

具体的なIFRSの任意適用の対象となる企業の範囲については、例えば、継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場企業であり、かつ、IFRSによる財務報告について適切な体制を整備し、IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示しているなどの企業であって、国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表を対象とすることが考えられる。

- 任意適用を認める企業については、IFRSに基づき適正な財務報告が作成できるよう、各企業におけるIFRSに基づく具体的な会計実務等の検討・準備が行われ、その取組み状況の開示が行われているなど、必要な体制整備がされていることを確認する必要がある。
- IFRSの任意適用によって、企業にとって我が国会計基準とIFRSとの間で有利な方を選べることとなり、かえって、我が国企業間の財務内容の比較可能性が損なわれる可能性もある。この点に配慮し、当面、任意適用の対象となる企業の範囲についても投資者保護のために何らかの基準ないしは条件が必要と考えられる。
- 具体的には、上場企業のうち、EU域内又は米国で上場ないし公募により資金調達をしていること等によりIFRSで開示する企業、国際的に事業展開し、国際的な投資者等にも広く認知されている企業等については、早期にIFRS任意適用のニーズがあるものと考えられる。また、これらの企業は相対的に早期に準備を進める可能性があるとの指摘がある。
- 適正な財務報告作成の意欲と能力があることを前提に、ある程度の範囲の上場企業に任意適用を認めるべきとの意見もある。

3. 任意適用企業数等

単位:社

有価証券報告書 提出企業数 (注 1) 4,061	上場企業数 (注 2) 3, 550	外国に資本金 20 億円以上の 連結子会社を有する企業数 621	IFRS 適用企業数(注 3) 20
		外国に資本金 20 億円以上の 連結子会社を有しない企業 数 2, 929	
	非上場企業数 511		

(注 1)関東財務局 HP 有価証券報告書受理件数(平成 25 年 3 月 11 日現在)より

(注 2)平成 25 年 3 月 31 日現在

(注 3)IFRS 任意適用済企業 12 社と適用予定公表企業 8 社(平成 25 年 5 月 22 日現在)

4. 企業会計審議会における委員のご意見等

前回、前々回の審議会において、委員から以下のようなご意見があった。

- ・ IFRS の任意適用に関して、企業の経営実態を踏まえた制度上の改善を図りつつ、自然体で適用会社が増加していくことが肝要。
- ・ IFRS の任意適用を志向する企業がより機動的・効率的にIFRSを適用できるような手当てを行うことが妥当ではないか。
- ・ IFRS の任意適用要件の中には、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置くことなど、必須だと思われるものがある一方、外国に資本金 20 億円以上の連結子会社を有していることなどについては、当該要件を外したとしても、財務諸表の質などの観点から支障をきたすものではないと思われる。
- ・ 任意適用の積み上げは、IFRS に対する影響力を日本が維持するためにも是非必要なので、要件の緩和を是非お願いしたい。
- ・ IFRS の任意適用積み上げは、新興市場を育てるという観点においても非常に大事である。特に、上場準備している会社を中心にIFRSの任意適用を認めることは、非常に建設的なことではないか。

5. 任意適用要件の緩和のメリット・デメリット

IFRS 任意適用要件の緩和について、考えられるメリット・デメリットは以下のとおり。

【メリット】

- IFRS に基づく適正な財務諸表を作成する意欲と能力がある企業の IFRS 採用を後押しできる。
- 上場時から IFRS の適用を希望する IPO 企業の負担を軽減できる。
- 単一で高品質な会計基準を策定するという目標に向け、我が国として具体的な行動をとることは有意義である。
- IFRS 任意適用企業の増加が見込まれることにより、国際的には、IFRS 策定への日本の発言力の確保等の効果が期待できる。また、IFRS 任意適用企業について、国際的な同業他社との比較可能性が高まる。

任意適用要件の緩和のメリット・デメリット(続き)

【デメリット】

○ 我が国企業間の財務内容の比較可能性が損なわれる可能性がある。例えば、業種の中で IFRS 適用会社と日本基準等の適用会社が混在する場合には、同業他社との比較可能性が損なわれる可能性がある。

⇒ IFRS 適用会社に関しては、主要な項目についての日本基準との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を開示することが関係府令において求められている。

○ 日本基準と IFRS との間で有利な方を選択する企業が増加する。

⇒ 会計基準が収れんしていく過程で、一時的に異なる基準を適用する企業が存在することは許容せざるを得ないのではないか。

⇒ 企業会計原則では、「企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされており、我が国における基本的な会計の考え方を踏まえれば、IFRS の任意適用を選択した企業は合理的な理由なく日本基準等へ変更することはできない。

6. 論点

以上を踏まえ、ご議論いただきたい論点は以下のとおり。

- 上場要件については新規上場予定会社においても IFRS を任意適用しようとするニーズが出てきていること、また、海外上場等の要件についてはハードルが高いとの指摘や海外連結子会社がなくても IFRS を任意適用したいというニーズが出てきていること、に関してどう考えるか。

- 任意適用要件を緩和するメリット、デメリットについてどう考えるか。また、想定されるデメリットについては、現行の規則等で対応可能なものと考えられるか。

- その他、任意適用要件の緩和に関連して、検討すべきことはないか。